

(案)

区連会 5 月定例会説明資料
令和 5 年 5 月 22 日
港北区総務課統計選挙係

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

今回の調査では、住宅数や国民の居住状況だけでなく、①「少子・高齢化を支える住環境」、②「耐震性・防火性といった住宅性能水準や省エネルギー性能住宅」、③「土地の利用状況」のほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより「空き家の実態」を把握することをねらいとしています。

(2) 調査期日

令和 5 年10月 1 日

(3) 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 8 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査単位区 (50 住戸前後) から17住戸を無作為抽出して調査します。

港北区では、421の調査区が指定されており、その区域から抽出された約7,200世帯が対象となります。

(4) 主な調査事項

○住宅等に関する事項

居室の数及び広さ、所有の関係、敷地面積、構造、建て方、建築時期 など

○世帯に関する事項

世帯の構成 (世帯人員数、年齢等)、年間収入、通勤時間、現住居への入居時期、住環境に関する事項 (安全性、快適性等)、現住居以外の住宅及び土地に関する事項 など

裏面あり

(5) 調査の方法

総務省－神奈川県－横浜市・区－調査員－調査世帯の流れにより実施します。
調査員は、調査対象の全世帯を訪問し、面会の上で調査書類を配布します。
世帯は、①インターネットによる回答、②郵送による提出、③調査員による回収、のいずれかの方法で回答します。

■横浜市ではインターネット回答を推奨しています

インターネット回答は、世帯の負担軽減や回答にあたっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上につながります。簡単・便利なインターネット回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(6) 調査の日程

- ・ 9月上旬～中旬 担当調査区内にリーフレットを配布
- ・ 9月下旬 調査書類を調査対象世帯へ配布
- ・ 10月上旬～中旬 調査書類の回収
- ・ 10月中旬～下旬 調査書類の未提出世帯への督促

(7) 調査の結果利用（横浜市における活用事例）

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(8) 調査員の募集について

港北区では、今回実施する住宅・土地統計調査に従事していただける方を、広く募集しています。報酬は、3調査区（約50世帯）で71,000円ほどを予定しています。家事や本業の合間など、ご自身のペースで調査活動ができます。調査に関心のある方は、ぜひ区ウェブサイトからお申し込みいただくか下記までお問い合わせください。

■区ウェブサイト 「港北区 住宅・土地統計」で検索

(問合せ) 港北区総務課統計選挙係
電話 540-2213～2215